

項目	改定内容	改定理由
全項目共通	<ul style="list-style-type: none"> ●「子供」を「こども」と表記 ●「自分」を「自身」と表記 ●「他人」を「他者」と表記 ●「関わらず」を「かかわらず」と表記 ●各種統計（データ）について時点修正 	県の方針を踏まえ記載を統一し、文言を整理

はじめに			
1 基本方針の趣旨	頁	改定内容	改定理由
	1	「人権」の定義について記載内容を修正	権利の行使に責任が伴う旨の記載を削除
	1	人権課題を列挙する箇所に、「外国人」を追加	現状に即して文言を追記
	1	県民意識調査等の調査結果について追記	昨年度実施した県民意識調査等結果を反映
2 人権をめぐる国内外の動向	頁	改定内容	改定理由
(1) 国際的動向	3	戦争・紛争が今もなお続いていること及び差別が解消されておらず、人権が尊重される世界の実現には遠い状況である旨追記	前回基本方針改定後の国際的動向を追記
(3) 本県での取組	6	条例及び制度（部落差別解消推進条例、新型コロナウイルス感染症誹謗中傷対策条例、障害者差別解消条例、パートナーシップ宣誓制度）の制定・改正、導入について追記	前回基本方針改定後の本県での取組を追記

第1章 基本的考え方			
1 人権施策の基本理念	頁	改定内容	改定理由
	7	人権と自然との関係について追記	人権尊重の社会づくり条例に基づき修正

第2章 人権施策の推進			
1 人権尊重の視点に立った行政の推進	頁	改定内容	改定理由
	7	幸福追求に対する権利について追記	憲法第13条に基づき、幸福追求に対する権利について追記

第3章 分野別施策の推進			
2 情報と人権 プライバシーの保護	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	17	プライバシーの権利について修正、追記	現状に即して文言を修正、追記
(2) 基本的方向	18	「和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例」の施行について追記	前回基本方針改定後に制定した条例について追記
インターネット上の人権侵害	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	19	「刑法」「プロバイダ責任制限法」「情報流通プラットフォーム対処法」の改正、成立について追記	前回基本方針改定後の国の動向を追記

3 災害と人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	20	東日本大震災における原子力発電所の事故に関して、「現実的な被害」と偏見・差別といった「人権上の問題」に分けて記載	風評被害だけでなく、実被害も発生していることから、様々な被害として記載
4 女性の人権	頁	改定内容	改定理由
	21 ～	女性だけに限らない内容については、性別に限定しない内容として記載	暴力などの被害については、女性以外にも当てはまるため、文言を修正
(3) 基本的な取組	24	(ア) について、「和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”」を追記	相談窓口として明記
5 こどもの人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	27	「子ども基本法」「子ども大綱」の成立、策定について追記	前回基本方針改定後の国の動向を追記
	27 ～ 30	「和歌山県子ども計画」について追記し、併せて一元化される計画が分かるよう追記	前回基本方針改定後に策定された計画を追記（令和7年3月策定予定）
	30	ヤングケアラーについて説明を追記	現状に即して文言を修正
6 高齢者の人権	頁	改定内容	改定理由
(3) 基本的な取組	39	(ク) について、「地域包括ケアシステムの深化・推進とボランティア等による取組の推進」と修正	現状に即して文言を修正
7 障害のある人の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	41	「和歌山県障害者差別解消条例」の制定について追記	前回基本方針改定後に制定した条例について追記
(3) 基本的な取組	45	(エ) について、指定障害福祉サービス事業者への具体的な取組内容について追記	実施している取組について追記 現状に即して文言を修正
	47	(オ) について、「医療的ケア児等への支援」を追記	前回基本方針改定後に新たに実施した取組を追記
8 同和問題（部落差別）	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	49	「和歌山県部落差別解消推進条例」の制定、改正について追記	前回基本方針改定後に制定した条例について追記
(3) 基本的な取組	53	(カ) について、差別事象発生時の取組について追記	条例制定に基づき、取組内容を追記
9 外国人の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	53	外国人労働者等についての説明を追記、修正	現状に即して文言を追記、修正
10 感染症（ハンセン病、HIV等）・難病患者等の人権	頁	改定内容	改定理由
(3) 基本的な取組	60	(イ) について、医療提供体制を追記	新興感染症等発生時の医療提供体制について追記
	61	(ウ) について、相談体制、医療提供体制を追記	新興感染症等発生時の相談体制、医療提供体制確保及び難病医療提供体制の整備について追記

11 犯罪被害者等の人権	頁	改定内容	改定理由
(1) 現状と課題	62	性犯罪について、被害者の負担は解消されていない旨追記	「刑法」改正により「非親告罪」化されたものの、被害者の負担（被害の届出、刑事手続きなど）は解消されていないため、文言を追記
14 犯罪をした者等の人権	頁	改定内容	改定理由
	68 ～	人権課題の名称を変更 「被疑者、被告人」と「受刑者、刑を終えて出所した人」に分け、前者を「その他の人権」内に記載後者を、「犯罪をした者等の人権」として項目を変更し記載	「被疑者、被告人」と「受刑者、刑を終えて出所した人」については、性格が異なるもののため、記載内容を整理
(2) 基本的方向	69	「和歌山県再犯防止推進計画」の策定、改正に基づく取組について追記	前回基本方針改定後に策定された計画を追記
15 生活困窮にある人の人権	頁	改定内容	改定理由
	70	人権課題の名称を変更 ホームレスを含めた「生活困窮にある人の人権」として追記	人権課題として、ホームレスだけでなく、「貧困問題」として取り上げるため、文言を追記
16 性的少数者の人権	頁	改定内容	改定理由
	72	人権課題の名称を変更	現状に即して文言を修正
(1) 現状と課題	72	性的指向及び性自認の説明について修正	現状に即して文言を修正
	72	性同一性障害について削除	現状に即して文言を削除
	72	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行について追記	前回基本方針改定後の国の動向を追記
	72 ～	「和歌山県パートナーシップ宣誓制度」導入について追記	前回基本方針改定後に新たに実施した取組を追記
18 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権	頁	改定内容	改定理由
	76	新たに人権課題として項目立て	<ul style="list-style-type: none"> ・県において、拉致の可能性を排除できない事案に係る方々がいる。 ・県民意識調査結果も参考に、県民から基本方針への項目立ての要望がある。 ・県として現在、拉致問題についての取組を行っており、今後も、取組を続ける予定である。
19 その他の人権課題 (被疑者等の人権、患者の人権、 アイヌの人々の人権等)	頁	改定内容	改定理由
	77	<ul style="list-style-type: none"> ・「刑事手続きに関わりを持った人」（第三次改定）において記載していた、「被疑者・被告人」に係る内容を記載 ・新規項目立てに伴い、「北朝鮮当局による拉致問題」について削除 	

用語（新規追加分）

	頁	記載内容
ジェンダーアイデンティティ	85	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」においては、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されています。
性的少数者	90	性的指向や性自認、性表現、身体的性など性に関するマイノリティのこと。性的少数者の一例として、Lesbian（レズビアン：女性同性愛者）、Gay（ゲイ：男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル：両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー：身体の性と性自認が一致しない人）などがあり、頭文字をとって「LGBT」という言葉が使われています。このほかにも、Questioning（クエスチョニング：性的指向や性自認が明確でない人、定義づけたくない人など）やQueer（クエア：性的少数者を包括する言葉）の頭文字である「Q」を加えて、「LGBTQ」ということもあります。
性暴力救援センター和歌山「わかやまmine（マイン）」	90 ～ 91	性暴力を受けた被害者をワンストップ方式で総合的に支援をしています。電話や面接による相談・支援のほか、関係機関への支援のコーディネートも行っています。公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院内に設置されています。
和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”	97 ～ 98	ジェンダー平等を推進するための様々な活動や交流の拠点として、平成10年（1998年）に本県が「和歌山ビッグ愛」に設置した施設です。県民への啓発、相談窓口設置や図書の貸出等を行っています。
和歌山県パートナーシップ宣誓制度	99	一方又は双方が性的少数者である二者が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、和歌山県が宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付する制度です。 法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により、多様な性の在り方に対する理解をひろめていくとともに、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。